

	確定給付企業年金法		確定拠出年金法	
目的	この法律は、 少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化 にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、 確定給付企業年金 について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る 自主的な努力 を支援し、もって 公的年金の給付 と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。		この法律は、 少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化 にかんがみ、 個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図 を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、 確定拠出年金 について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る 自主的な努力 を支援し、もって 公的年金の給付 と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。	
種類	規約型企業年金	基金型企業年金	企業型年金	個人型年金
管理・運用	事業主 が外部機関と契約し、企業外で年金資産を管理・運用する企業年金	企業年金基金 を設立し、基金が年金資産を管理・運用する企業年金	厚年適用事業所の事業主 が単独又は共同して実施する	国民年金基金連合会 が実施する
加入者	厚年の被保険者 私学共済の加入者	厚年の被保険者 私学共済の加入者	60歳未満 の厚年の被保険者 60歳未満 の私学共済の加入者	国年の第1号被保険者 である自営業者等 60歳未満 の厚年被保険者で、企業年金の対象となっていない者
実施手続き	過半数労働組合又は過半数代表者の 同意 規約作成 大臣の 承認	過半数労働組合又は過半数代表者の 同意 規約作成 大臣の 認可	過半数労働組合又は過半数代表者の 同意 規約作成 大臣の 承認	規約作成 大臣の 承認
掛金	事業主		事業主	加入者
	原則：事業主は、 年1回以上 定期的に掛金を拠出しなければならない。 例外：加入者は、掛金の 一部を負担 することができる。		厚年基金・適格退職年金の加入者 ¥23,000/月額 (限度額) 厚年基金・適格退職年金の未加入者 ¥46,000/月額 (限度額)	国年1号である自営業者等 ¥68,000/月額 (限度額) 企業型年金の対象となっていない企業の従業員 ¥18,000/月額 (限度額)
裁定者	事業主 (資産管理運用期間へ通知する必要あり)	企業年金基金	企業型記録関連運営管理機関等	個人型記録関連運営管理機関等
給付内容	法定給付 老齢給付金 脱退一時金 任意給付 障害給付金 遺族給付金		老齢給付金 障害給付金 死亡一時金 脱退一時金 (当分の間)	